

【転作交付金（水田活用の直接支払交付金）のルールが変わります】

令和4年から8年の間に一度も水稻を作付けしていない農地は、
令和9年度以降、交付金が受けられなくなります

5年水張りルールって何ですか？



→農林水産省が決めた転作交付金についてのルールで、令和9年度以降、過去5年の間に一度も水稻が作付けされていない農地は、交付金の対象外となります。

※一度交付対象外となると、所有者や耕作者が変わっても交付対象に戻ることはできません。

これから何をすればいいですか？

露地野菜



今後も交付金を希望する農地の
R4、5年度の作付状況を確認してください

R4に水稻

R5に水稻

R4、5とも
野菜

R6～9の
間に水稻

R6～10の
間に水稻

R6～8の
間に水稻

以後、最終作付から5年以内に水稻を作付け

施設野菜・果樹



R6～8年度は、これまでどおり
交付金を申請してください

R9年度からは交付金は交付されません

一筆



※一筆の中にハウスと畑(水田)が位置する場合、畦畔があれば、5年内に一度水稻を作付け、畑(水田)部分を交付対象として残すことが可能です。

※水稻は、米粉用米、WCS 米等、主食用以外の品種でも OK です。

【特例措置について】

やむを得ない事情がある場合に限り、①湛水管理（天水ではなく用水による湛水状態を保持）を1ヶ月以上行い、②連作障害が起きていないことを証明（圃場ごとに過去5年間の収量を提示）することで、水稻作付を行ったとみなすことができます。

②の証明が難しいので、特例措置を希望される方は農水産課にご相談ください。